

中国独禁法における 合併規制の動向（1）

——中日の比較——

王

銳

目次

はじめに

第一章 中日企業結合規制の現状

第一節 中国の企業結合規制の現状

第二節 日本の企業結合規制の現状

第二章 中国の企業結合ガイドラインと企業結合規制

第一節 関連市場の画定

第二節 市場支配的地位

第三節 市場競争への影響

第四節 国家安全審査

第五節 問題解消措置

第三章 日本の企業結合ガイドライン

第一節 一定の取引分野

第二節 単独行動による競争の実質的制限

第三節 協調的行動による競争の実質的制限

第四節 問題解消措置

第五節 小括（以上本号）

第四章 日本審決例の紹介

第一節 審決例の紹介

第二節 小括

第五章 中国企業結合審決例の紹介

第一節 企業結合審決例の紹介

第二節 小括

第六章 中国への示唆

第一節 中国の企業結合ガイドラインの問題

第二節 問題解消措置の問題

第三節 審査結果の公表

おわり

図式および法規定資料

参考文献目次

はじめに

2008年、中国反壟断法（以下「中国独占禁止法」という）を施行して以来、5年経った。中国独占禁止法は、法伝統、文化の相違、準拠法の違いを超えて、日米 EU 法の影響を受けつつ模索しながら作成された法律といわれる。

中国の法執行機関は、中国法整備および法執行をより公正かつ透明に行うため、一連の補完的な法規制やガイドラインを公布した。その中、最も注目したいのは、企業結合に関する法規定⁽¹⁾（以下「企業結合ガイドライン」という）である。

近年、企業結合に関する事案の公開、審査の手法、および事案に対する分析・解釈など順調に進化していることは、評価することができる。

しかし、世界経済のグローバル化が進んでいる中で、各国間で事業活動や取引をする国際的な企業が中国への進出をするものの、中国国内における各地域の発展の差異、消費レベルの差異、行政権力による商品流

(1) 主な企業結合と関連する法規定・ガイドライン：「企業結合届出の基準に関する規定」（2008年8月3日施行）、「関連市場の画定に関する指針」（2009年5月24日施行）、「企業結合における資産・業務分離に関する暫定規定」（2010年7月5日施行）、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」（2011年1月14日施行）、および「事業者結合による競争への影響の評価に関する暫定規定」（2011年8月29日施行）

中国独禁法における合併規制の動向（1）

通の制限、人為的な市場分断などは、企業結合に対する法施行に、多くの困難を直面させる。ところが、中国では、企業結合に関する法運用には、十分に機能されているとは言い難い。

したがって、企業結合に対する適正な法運用には、正しいルールを持たなければならない。すなわち、適切な企業結合ガイドラインが、必要となる。

他方、日本では、2004年の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下「日本企業結合ガイドライン」という）をはじめとして、2006年、2007年、2009年、2010年、2011年代と6度の改革があり、企業結合に対する法施行の分析・評価などの法運用および事案の蓄積など豊富な経験を積みつつ、法制度が整備されてきている。そのため、日本における規制、企業結合事例の蓄積などは、中国法への重要な示唆となるものと考えられる。

したがって、本稿は、一歩先を行く日本の企業結合ガイドラインを手掛かりとして、中国現行の企業結合ガイドラインを紹介しながら、今までの審決事案を踏まえつつ、日本法との比較を通じて、中国の企業結合ガイドラインのあるべき姿を探ることと中心に検討する。

本論文の陳述の順番は、以下の通りである。

第1章では、日中の企業結合規制の経緯、目的を紹介する。そして、日本および中国の企業結合の対象と審査する際の違法行為基準を紹介する。あわせて、日本と中国の企業結合規制の相違点を把握することを目的とする。

第2章では、中国の企業結合ガイドラインの「関連市場の画定に関する指針」（2009年5月24日施行）、「企業結合における資産・業務分離に関する暫定規定」（2010年7月5日施行）、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」（2011年1月14日施行）、および「事業者結合による競争への影響の評価に関する暫定規定」（2011年8月29日施行）、「外国投資者による国内企業の合併に関する安全審査制度の規定」（2011年

9月1日施行)、以上の主な5つの補完規定について紹介・分析し、日本の企業結合ガイドラインとの比較検討の材料とすることにする。

第3章では、日本の現行企業結合ガイドラインに基づき、解説し、これを把握する。さらに、日本の企業結合ガイドラインの成果を踏まえて、中国の企業結合ガイドラインへの示唆を探ることとする。

第4章では、日本での企業結合、カルテルおよび私的独占の事例を紹介する。あわせて、日本の企業結合に関する実務審査を考察することを目的とする。

第5章では、中国の企業結合事例を紹介する。さらに、日本の企業結合の実務経験に照らしながら、中国の企業結合審査における法執行上の問題および審決結果に存在する問題を取り上げて、最後の検討材料とすることを目的とする。

第6章は、日本の企業結合ガイドラインに関する法規制を整理し、第3章と第4章に取り上げた審決例を踏まえつつ、日本との比較で法運用上注目すべき、現行中国企業結合ガイドラインの問題を紹介する。

第一章 中日企業結合規制の現状

第一節 中国の企業結合規制の現状

第一款 中国の企業結合規制の概観

(一) 経緯

中国における企業結合の経緯は、以下のよう⁽²⁾に、5時期に分けられている。

- (1) 新中国設立までの国民政府時代における資本主義制度下での企業結合である。つまり、新中国が誕生する前には、民族資本間の企業結合、および官僚資本や、外国資本による民族資本に対する企業結合

(2) 詳しい内容は、楊東『中国のM&A法制—制度運用の実証分析』中央経済社 2007年 p107-109参照。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

があった。

- (2) 次に1949年から1956年までの期間である。すなわち、この期間においては、中国企業が資本主義私有制から社会主義公有制へ組織再編するための企業結合が行われた。
- (3) 1956年の社会主義公有制の構築から、1978年の改革開放までの期間であり、この時期においては政府による企業再編が行われた。

しかし、この時期の企業結合が企業戦略の重要な手段として、また行政命令によってではなく市場行為として実験的に発生したのは、改革開放期に入ってからである。

- (4) 1978年の改革開放から、2002年後半の企業結合規制に関する一連の中国政府の法整備までの期間である。この時期は、国有企業改革、国有企業のリストラとしての企業再編を中心とする企業結合がなされた。1980年代初めから1980年代中ごろまで、企業結合が企業戦略の手段であるとする認識の芽が見られ、行政命令ではなく市場行為として実験的にM&Aが発生した。
- (5) 最後に2003年から2006年まで中国政府が一連の企業結合法令を公布してから、現在までである。この時期に、中国の企業結合は全面的な開放時期となったといえる。今現在まで、この時期の最も大きな特徴は外資企業の結合活動が活発となっていることである。

（二） 中国企業結合規制の構造

中国において企業結合規制に関する構造は、法律、行政法規、部門規則及び業界の自律的な規範文書の四つの部分により構成される。内訳は、以下の通りである。

1. 法律：「会社法」、「証券法」、「契約法」、「独占禁止法」
2. 行政法規：「株式の発行及び取引の管理に関する暫定条例」、「企業国有資産による監督・管理に関する条令」など
3. 部門規則（証監会、商務部などの国务院の政府機関により制定され

る)：「上場会社買収管理に関する方法」，「外資利用による国有企業再編に関する暫定規定」，「上場会社の国有株・法人株の外商への譲渡問題に関する通知」，「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する規定」，「外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理規則」など

4. 業界の自律的な規范文書：M&A 関連の情報開示の内容及び様式に関するルール，上場会社買収報告書，公開買付報告書，被買収会社取締役会報告書および公開買付免除申請書類など——ガイドラインに近いもの

第二款 中国の企業結合規制の目的

中国では，企業の規模が小さく，国内企業のいわゆる国際競争力も乏しいため，国内企業間企業結合により規模拡大を促進させることが当面の政策課題として必要且つ重要だと考えられた。

したがって，中国独占禁止法により，国内企業間の企業結合が審査され規制されることになれば，企業結合を通じた国内企業間の規模拡大と競争力強化になる。また，中国経済のグローバル化からもたらされる市場経済の必要性の増大，外国資本による中国国内企業の合併に対する規制強化の必要性等が考慮される。

第三款 中国の企業結合規制の役割

中国の企業結合は，国有企業活性化策として，以下3つの役割を持っている。⁽³⁾

1. 企業結合の潜在的可能性は，赤字企業にとって大きな経済改善圧力となる。
2. 企業結合が現実に生じれば，経済不振企業の資源が優良企業の経営

(3) 汪志平「中国における国有企業活性化策としての M&A」証券経済学会年報第33号 (1998年5月) p21-23 参照。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

管理下に入り、資源の利用効率が高められる。

3. 企業結合は企業の所有権あるいは財産権の譲受であるから、企業結合を通じて産業構造の調整効果が高められる。

中国経済において、赤字国有企業問題のほかに、産業構造のアンバランスの問題がある。1980年代後半の中国は産業構造が非常に不均衡で、工業分野で生産能力が不足した部門と過剰の部門が併存し、全体の効率低下をもたらしていた。また、規模経済に達していない企業が多く存在していた。以上の産業構造問題に対して、中国政府がとってきた伝統的な調節方法は、いわゆる「増量調節」であった。つまり、主に国家による新規投資フローによって、産業構造を調整しようとしたのである。しかし、増量調節だけでは、大きな限界があった。増量調節の場合、所有権が各部門や企業に移動されていないからである。これら経済的な存続意義をすでになくした企業は、新規投下した資源効率を低下させる。したがって、産業構造の調整効果を高めるには、増量調節だけではなく、既存の企業資産のストックにメスを入れなければならない。企業結合を通じて、産業構造の調節効果が高められる所以である。

第四款 企業結合の分類

（一）中国企業結合の準則基準による分類

1. 同一制限の下での企業結合

合併の当事者となる企業のすべてが、企業結合の前後で一人の株主或いは複数の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。

2. 非同一制限の下での企業結合

合併の当事者となる企業のすべてが、企業結合の前後で一人の株主或いは複数の株主に最終的に支配されない場合の企業結合をいう。

(二) 国際基準⁽⁴⁾による、結合前の市場関係に基づく分類

1. 水平結合

同一の一定の取引分野における競争を減少させるため、同業種の企業間の結合をいう。

2. 垂直結合

非水平型企業結合のうち、垂直的取引関係において、現行又は潜在的な川上企業と川下企業の関係にある企業同士が一つの組織として結合する場合をいう。

3. 混合結合

異業種に属する会社間の合併、一定の取引分野の地理的範囲を異にする会社間の株式保有など水平結合または垂直結合のいずれにも該当しない結合をいう。

(三) 国際基準による、法律基準に基づく分類

1. 吸収結合

合併の当事者となる会社のうちの一つの会社を存続会社として残り、その他方の会社の権利義務を存続会社に承継させて消滅させるものをいう。

2. 新設結合

合併の当事者となる各会社を解散して、新たに設立する会社に全て承継させる方式をいう。

3. 持ち株結合

合併の当事者となる会社のうちの一つの会社が、他の会社の議決権に至る株式を保有し、かつ、その会社の経営又は財務を支配できる株式を保有する合併をいう。

(4) 国際商取引において、諸国で行使され、または、認められる規範のこ
と。例えば、国連憲章、国際的公約などで定められた規定。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

（四） 国際基準による、合併の目的に基づく分類

1. 友好的結合⁽⁵⁾

合併の当事者となる会社のすべてが、合併による条件や方式などを談合し、⁽⁶⁾ 双方の取締役委員会が同意する合併をいう。

2. 敵対的結合⁽⁷⁾

合併の当事者となる会社のうちの一つの会社が、他の会社の取締役会による同意が得られず、その会社の株主や投資家、従業員にとって敵対的な合併をいう。

（五） 国際基準による、支払い方法に基づく分類

1. 資産所有による結合⁽⁸⁾

合併の当事者となる会社のうちの一つの会社が、他の会社の所有権を獲るため、現金で、その会社の資産または、株式を購入する合併をいう。

2. 株式保有による結合⁽⁹⁾

合併の当事者となる会社のうちの一つの会社が、新株発行により、株式で、その会社の資産または、株式を交換する合併をいう。

第五款 企業結合規制の対象

中国独占禁止法第20条は、企業結合規制の対象として、以下、三つの類型を列挙している。

(1) 事業者の合併

(2) 事業者が株主権または資産を取得することによる他の事業者の支配

(5) 中国会社法による、「善意の結合」をいう。

(6) 日本語で「協定」をいう。

(7) 中国会社法による、「悪意の結合」をいう。

(8) 中国会社法による、「現金の結合」をいう。

(9) 中国会社法による、「株の結合」をいう。

権を取得すること

- (3) 事業者が契約等の方法により、他の事業者の支配権を取得、または他の事業者に対して決定的な影響を与えること

以下、説明する。(1)中国会社法において、「事業者の合併は、吸収合併と新設合併の2つの形式をとることができる。」と規定された。この2つの形式は、中国独占禁止法においても典型的な結合類型とされている。(2)株主権または資産の取得は、「①当事会社は、購入または譲渡、他の会社の株式により、その会社の支配株主になり、経営支配権を獲得する。②当事会社は、購入・譲渡・差押を通じて、他の会社の資産を取得し、支配株主或いは支配者になる。」の2つの形式がある。すなわち、株主権または資産の取得は、経営支配権の移転をもたらすもののみを規制している。(3)「事業者が契約等の方式により、他の事業者の支配権の取得、または他の事業者に対し決定的な影響を与えることができること」とは、(1)と(2)に含まれない、契約等により他の事業者の支配権を取得し、または他の事業者に対し決定的影響を与えることのできる、すべての形態を包含している。すなわち、実質的な支配者になることである。

したがって、中国独占禁止法の企業結合規制は、会社法および証券法における合併・買収を対象としているだけでなく、企業支配権の取得を目的とするすべての企業結合類型を規制するものとなっている⁽¹⁰⁾。

しかし、問題になったのは、次の「支配権の取得」と「決定的な影響」をどのように解釈するかということである。これについて、独占禁止法は直接に規定していない。

1. 支配権の取得

中国の「会社法」第217条において、支配株主について、以下のよう
に解釈された。

(10) 全国人大常委法制工作委员会经济法室『中華人民共和国反壟断法一条文説明・立法理由及相關規定』北京大学出版社 2007年 p116。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

- (1) その出資額が有限責任会社の資本総額の50%以上、または株式有限会社の株式総額50%以上を保有する株主であると定められている。
- (2) 株主は、その出資額または保有する株式が50%未満の場合は、その出資額または保有する議決権のある株式が株主会または株主総会⁽¹¹⁾の決議に対し重大な影響を与えることができるときには支配株主とみなされる。

2008年3月27日に国務院法制室が「企業結合届出に関する規定（意見徴集稿）」を公表し、その中で、「他の事業者の支配権の取得」として4つの状況を規定している。これは、

- (1) 他の事業者の50%以上の議決権のある株式また資産の取得
- (2) 他の事業者の議決権のある株式また資産の筆頭株主になること
- (3) 実際に他の事業者の多数の議決権を支配できること
- (4) 他の事業者の取締役会において半数以上の役員の選任を決定できること、である。

しかし、2008年8月3日国務院が公布した「企業結合届出基準に関する規定」では、「支配権の取得」および「決定的影響」に関する定義規定が削除され、概念の意味が不明確になっている。

2009年1月21日にインターネットで意見を徴収された「企業結合届出暫定法案」第3条においては、「他の事業者に対する支配権の取得」について、下記のように変更された。

- (1) 他の事業者の50%以上の議決権付株式また資産を取得すること
- (2) 他の事業者の50%以上の議決権付株式または資産を取得していなくても、議決権付株式または、資産の取得を通じおよび契約等の方式を通じ、他の事業者の一名以上の取締役会メンバーと中心的管理者の任命、財務予算、経営販売、価格決定、重大な投資またはその他の重要な管理および経営方針等を決定することができること。

(11) 日本の取締役会に相当するものである。以下、「取締役会」と記す。

- (3) 2 または 2 以上の事業者が共同で新しい企業を設立する場合、「中国独占禁止法」の第20条に該当する、とされている。

2012年3月15日に施行された「新上場会社の合併・買収に関する管理弁法」の第5条において、以下のように定められた。

- (1) 買付会社は他の上場会社の株式の取得により、その上場会社の支配株主になる場合
- (2) 出資関係・協議・取決め等により、他の上場会社の実質的な支配者となる場合
- (3) 上記の(1)と(2)を組み合わせると他の上場会社の支配権を取得する場合
そして、同第84条には、以下のいずれか一つに該当する場合、その事業の支配権を有すると定められた。
- (1) 出資者は、上場会社の50%以上の株式を保有する支配株主となる場合
- (2) 出資者は、実質的に上場会社の株式の議決権の30%超を支配できる場合
- (3) 出資者は、上場会社の株式議決権を実質的支配により、取締役会の過半数以上の役員を選任ができる場合
- (4) 出資者は、上場会社の株式議決権を実質的支配により、株主総会の決議に重大な影響を与える場合
- (5) 証監会により、上記(1)~(4)以外の状況と判断される場合

以上が、中国の各法および規定における、「支配権の取得」についての規定である。「企業結合届出に関する暫定弁法（意見稿）」と「上場企業の合併・買収に関する管理弁法」とを比べると、「支配権の取得」に該当しうる条件は、前者のほうがはるかに低い。

もっとも、2010年1月1日に施行された「企業結合届出に関する弁法」においては、以上、いずれの規定も採択されなかった。しかしながら、上記の規定は、法執行中に参考になると言えよう。

2. 決定的な影響

「企業結合届出に関する規定（意見稿）」において、「決定的な影響」とは、他の事業者の生産および経営の政策に影響を与えられることである。しかし、「企業結合届出基準に関する規定」には、「決定的な影響」に対する規定が削除された。

ところが、EU 企業結合規則第3条第1項を参考にした中国独占禁止法の企業結合概念の鍵となるのは、「決定的影響力の行使の可能性」である。行使の可能性なので、行使しようと思えば行使しうる状況であれば足り、実際に行使されたかどうかは問わない。また、権利者において行使する意思がなくても行使の可能性は認められる。

一方、「決定的」影響力は、発行済株式総数の過半数を保有する場合、議決権の過半数を握る場合、あるいは、取締役会構成員のうち過半数を任命できるような場合には、ほぼ確実に認定されるが、これらの権能を有しない場合であっても、事情のいかんによっては、決定的影響力が認められる場合もあるため、「決定的」の文言は、「支配性」を判断する一応の選別基準に過ぎない。また、決定的影響力は、重要な事業戦略や経営計画に対するものでなければならず、個々の日常業務に対するものでは足りないとされる。また、企業の事業戦略に対する決定的影響力が問題なので、少数株主の財産的利益の保護といった特定の目的を持つ権利を有していたとしても、ここにいう決定的影響力を構成するものではない。

また、支配の手段について、規則では何が「その他の手段」にあたるのかについては定義がなされていないが、支配の獲得手段は、企業結合が生じたかどうかを決定するにあたり、ほとんど関係がないとされている。要は、問題となっている取引の実質と企業活動に関するありうる効果に着目し、その形式は問わない。ただし、株式取得や資産取得以外の手段で支配が認定されることは実際には稀であるというのが、林秀弥先生⁽¹²⁾の意見である。

第六款 企業結合の届出基準

中国の企業結合規制は、日米欧など多く国の独占禁止法の影響を受け、すべての企業結合に対して事前届出制度を採用している。企業結合届出基準に関しては、中国における M&A の全面的な開放時期に遡ることができる。

2006年9月8日に商務部は、「外国投資者による国内企業の買収・合併に関する規定」を施行した。しかし、当時の届出審査基準においては、中国国内企業に対するものではなく、外国投資者による中国国内企業の合併⁽¹³⁾についての審査基準であった。

したがって、市場経済化が急速に進んでいる中国において、公正な市場競争を保護し、経済運営を高め、消費者の利益と社会公共利益を確保し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、「中国独占禁止法」を制定した。そして、中国独占禁止法の第21条に、「経営者集中（以下「企業結合」という。）は国務院の規定した申告基準（以下「届出基準」という。）に達する場合、経営者が事前に国務院独占禁止法執行機構に届出しなければならず、申告が行われていない経営者は集中を実施してはならない」と定められた。しかし、中国独占禁止法の中で、届出に関する基準は存在しない。

すなわち、届出の基準を補完するため、2008年8月3日に国務院は、「企業結合届出の基準に関する規定」（以下、「届出基準」という）を公

(12) 以上、林秀弥『企業結合規制—独占禁止法による競争評価の理論』商事法務 2011年 p405 注77)参照。

(13) 本法第51条は、外国投資者が国内企業を買収・合併する際に、「①買収・合併の当事者の一方のその年度における中国市場での売上高が15億人民元を上回った場合、②1年以内に、中国国内の関連業種で買収・合併した企業数が、合計10社を超えた場合、③買収・合併の当事者のうちの一方の中国における市場シェアが、20%に達した場合、④その買収・合併により、その当事者うちの一方の中国における市場シェアが25%に達した場合」、上記各号のいずれかの1つに該当する場合、商務部および国家工商行政管理総局に報告しなければならない。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

布した。「届出基準」において、企業結合が下のいずれかに該当する場合には、事前に国务院独占禁止法執行機関に届出を行わなければならない、届出を行っていない結合は実施してはならない。

- (1) 結合に参加するすべての事業者は、前会計年度における全世界での売上高合計100億元を超え、かつそのうち少なくとも二つの事業者が前会計年度において中国国内での売上高がそれぞれ4億元を超える場合
- (2) 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内での売上高合計20億元を超え、かつそのうち少なくとも二つの事業者が前会計年度において中国国内での売上高がそれぞれ4億元を超える場合

第七款 企業結合届出審査

(一) 基本審査

事業者は、企業結合について、国务院の定めた届出基準に達する場合、国务院独占禁止法執行機関（以下、「執行機関」という）に届出しなければならない。そして、届出が行われていない事業者は集中を実施してはならない（中国独占禁止法第21条）。この企業結合届出制度は、多数の国の法規制を参照している。強制力を以て、事前および自主的に申告することを原則とする。⁽¹⁴⁾

中国独占禁止法において、企業結合審査に次の初期審査と実質審査の2段階審査制度が規定された。この2段階審査制度には、日米欧独禁法における企業結合と同様の審査制度が採用されているようである。

1. 初期審査

中国独占禁止法の第23条に基づき、事業者は、企業結合を審査する際

(14) 馮江『中国企業合併的反壟断弁護士実務』法律出版社 2012年 p100 参照。

に、企業結合届出書、当該結合が市場の競争に及ぼす影響に関する説明書、結合に関する協定、結合に参加する事業者の前会計年度の財務会計報告書および法執行機関が状況によって、要求するその他の書類、資料を提出しなければならない（同法第23条）。初期審査の期間は、以上、すべての書類および資料の受付日から30日以内とされている。⁽¹⁵⁾（同法第25条）

2. 実質審査

企業結合の初期審査を終えて、執行機関は、更なる審査を決定する場合、その決定日から起算して、90日以内に第2回審査（以下、「実質審査」という）を行い、企業結合を禁止するか否かを判断し、書面にて事業者に通知する。実質審査の期間については、(1)事業者が審査期間の延長に同意した場合、(2)事業者が提出した書類、資料が不正確で、更なる確認が必要となる場合、(3)届出後事業者の関連する状況に重大な変化が生じた場合、執行機関は事業者に書面により通知し、審査期間を最大60日延長することができる。⁽¹⁶⁾

(二) 特別審査

基本審査の他の次のような特別審査がある。

1. 企業結合により、「国家の安全に重大な影響を既に与え、または与える可能性あり」という3つのパターンがあり、以下のような措置が講じられる。

(1) 国家の安全に影響しない場合、M&A取引の手続を進めることが

(15) 追加書類または資料が要求された場合、完備した書類、資料の受付をしてから、審査を開始することになる（「企業結合届出弁法」第14条）。

(16) 中国独占禁止法において、企業結合審査期間は、初期審査の30日間と実質審査期間の90日間（最大延長60日間）を合わせて、最大180日となっている。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

できる

- (2) 国家の安全に影響する可能性がある場合、M&A取引の中身を修正し、申告文書を整えて、再度の審査を経ない限り、M&A取引を実施することができない
- (3) 国家の安全に既に重大な影響が生じており、または生じる恐れがある場合、商務部は関連部門と共に取引を中止させ、または関連する持分もしくは資産を譲渡し、またはその他の有効な措置をとり、M&Aによる国家の安全に対する影響を消滅させることができる

2. 「外国投資者による国内企業の買収・合併に関する安全審査制度規定」による特別審査

- (1) 合同会議は、商務部の審査依頼を受領してから、5営業日以内に、各関連部門の意見を尋ねる書面を出す
- (2) 各関連部門は、書面受領後20営業日以外に書面意見を出す
- (3) すべての書面意見が問題なしとした場合、全書面意見受領時から5営業日以内に審査意見を出し、商務部に書面で通知する
- (4) 問題ありとの意見が入っていた場合、その意見書面を受領したから5営業日以内に特別審査の手続きを開始する
- (5) 特別審査の開始日から60日以内に、合同会議は審査意見を出すか、または国務院に決定を依頼する、いずれの場合も、結果は合同会議が商務部に書面で通知する

第二節 日本の企業結合規制の現状

第一款 日本の企業結合規制の目的

企業結合は、生産性の向上や販売の効率化を図り会社組織上の継続的結合をめざすものであり、企業にとっては大きなメリットがある。しかし、企業結合によって市場における競争が阻害されるおそれも大きく、

また、一旦企業結合が行われるとこれを元に戻すことは極めて困難なものがある。このような企業結合は、不当な取引制限（カルテル）が「ゆるい結合」といわれるのに対して、企業組織にかかわる組織的な結合をめざすものとして「固い結合」といわれている。したがって、市場秩序および公正な取引を維持するため、法的な規制が必要となる。したがって、競争制限性と効率のバランス判断が必要になり、どちらに比重を置くかによって、どの程度の市場支配力をもたらず合併を禁止するかの基準が変わってくる。⁽¹⁷⁾

したがって、日本独占禁止法第15条において、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」場合を企業結合の違法判断基準としている。また、株式の保有（同法第10条、第11条、第14条）、役員兼任（第3条）、会社分割（第15条の2）、株式移転（第15条の3）、事業の譲受け（第16条）を企業結合として独禁法上の規制を設けている。すなわち、日本の企業結合規制は、競争制限を生じる、市場構造の発生を阻止するための構造規制を目的としている。⁽¹⁸⁾

第二款 一般集中規制

一般集中規制とは、国民経済またはその特定の分野全体における企業の経済力の集中を問題とするものである。この観点から規制しているのは、日本独占禁止法の第9条、第9条の2および第11条が該当する。

一般集中規制は、元来、戦前の日本の財閥の過度経済力集中を予防するためのものである。原始日本独占禁止法では、一般集中を企業結合規制の中心的な役割とすることとしていた。戦後、日本の財閥を解体した後、単に特定の分野を独占しているという通常の市場集中とは異なった

(17) 滝川敏明『日米 EU の独禁法と競争政策』青林書院 2006年 p178 参照。

(18) いわゆる、市場支配力の形成を阻止すること。この点において、米国・EU・中国も同じ目的としている。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

観点を有していた。したがって、一般集中規制は、現在の競争に及ぼす影響を個別に判断することなく、一定の行為が一律的に規制されている。

第三款 市場集中規制

市場集中規制とは、特定の市場分野における市場の経済力集中の問題に対するものである。日本独占禁止法の第10条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第15条の3および第16条が市場集中規制に該当する。

市場集中規制における規制の要件は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」である。企業結合を行うと、市場構造が反競争的な変化をし、市場支配力が形成され、あるいは、市場支配状況が維持・強化される。その判断は、反競争効果の結果が発生する前に⁽¹⁹⁾しなければならない。市場集中規制においては、主として、水平型企業結合が問題とされる。

1. 競争の実質的制限

「競争を実質的に制限することとなる」か否かを判断する際に、セーフ・ハーバー基準を用いて競争への影響を有するか否かを見分ける。この基準を満たす場合、競争への影響はないと判断される。逆の場合には、競争への影響を詳細に検討して判断を行うことになる。

日本の独占禁止法は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」を企業結合の違反要件としている。昭和28年12月7日に東宝株式会社事件の東京高等裁判所判決では、「競争の実質的制限」について、明確に解釈した。すなわち、競争自体が減少して、特定の事業者または事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすこと、または少なくとも現れようとする程度に至っ

(19) 井大太郎ほか『経済法—独占禁止法と競争政策』有斐閣 1996年 p130 参照。

ている状態である。これは、日本独占禁止法の判例・通説的見解である。

それに対し、日本の学説の中には、競争相手の競争活動を排除し、参入を妨害できるような地位を市場の閉鎖性と呼び、それを妨げることのできる地位を「市場支配力」の別類型（市場閉鎖型市場支配力）と考える見解がある⁽²⁰⁾。

2. 一定の取引分野

企業結合が一定の取引分野における競争に与える影響の違法性を判断する場合、どの範囲の競争が制限されるのかが、必ず問題になる。すなわち、一定の取引分野の画定は、企業結合により競争への影響の範囲を決定することであり、通常合併審査における重要な争点となる。

一定の取引分野の画定は、市場支配力の行使を牽制できる者の範囲、境界を画定する作業である。市場シェアおよび市場集中度を市場支配力の指標の1つとして考える以上、一定の取引分野なしには市場支配力分析はできない。市場支配力の存在は、一定の取引分野における企業間の競争を通じて相互に牽制しあう関係、すなわち、競争による牽制作用があるか否かを判断することによって判断される⁽²¹⁾。

第四款 企業結合規制の対象

日本独占禁止法の第四章では、企業結合規制の対象に関して6項目がなされているが、主な箇所を示すと以下のとおりである。

- (1) 株式取得・所有（第10条）
- (2) 役員兼任（第13条、第14条）
- (3) 合併（第15条）
- (4) 営業譲受などの合併類似行為（第16条）
- (5) 会社分割（第15条の2）

(20) 泉水文雄ほか『経済法』有斐閣 2010年 p137 参照。

(21) 林・前掲, p50 参照。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

(6) 株式移転（第15条の3）

以上の行為は、継続的かつ組織的に事業者間の意思決定の統一をもたらす手段であり、それにより市場構造が変動することとなる。規制の対象となる企業結合手段は前記の各条で法定されており、そこでは、会社組織に関連する結合手段が特定され、その範囲は会社法などの根拠規定で定められたところにより規定される。また、各条所定企業結合手段に該当しない方法により企業結合の目的が達成されている場合には、脱法行為として禁止される。（第17条）

第五款 企業結合審査の届出要件

会社は、合併をしようとする会社のうち、いずれか1社に係る国内売上高の合計額が⁽²²⁾200億円を超え、かつ、他のいずれか1社に係る国内売上高合計額が50億円を超える場合に事前の届出が必要となる。しかし、合併当事会社が3社以上ある場合であって、当事会社の中に「国内売上高合計額200億円超の会社」が最低1社と「国内売上高合計額50億円の会社」が最低1社ある場合は、他の会社が国内売上高合計額50億円以下の会社であっても、合併当事会社全社による届出が必要となる。

第六款 企業結合の分類

1. 水平型企業結合

水平型企業結合とは、同一の一定の取引分野において、競争関係にある会社間の企業結合をいう。

2. 垂直型企業結合

垂直企業結合とは、メーカーとその商品の販売業者との間の合併な

(22) 国内売上高合計額とは、会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高をそれぞれ合計したものをいう。なお、届出会社の国内売上高が存在しない場合であっても、要件を満たし、届出が必要となる場合がある。

どのように、川上と川下の取引段階にある会社間の企業結合をいう。

3. 混合型企業結合

混合型企業結合とは、異業種に属する会社間の合併、一定の取引分野の地理的範囲を異にする会社間の株式保有など水平型企業結合または垂直型企業結合のいずれにも該当しない企業結合をいう。

水平型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させるので、競争に与える影響が最も直接的であり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる可能性が高い。他方、垂直型企業結合や混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は小さくなく、一定の場合を除き、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられないとされる。

第七款 企業結合届出審査

日本独占禁止法における、企業結合届出審査は、第1次審査（書面審査）と第2次審査（実質審査）の2次審査制度である。

1. 一次審査

届出受理の日から30日を経過するまでの期間は、企業結合（株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転および事業等の譲り受けをいう）を行うことができない（以下「禁止期間」をいう）。ただし、公正取引委員会（以下「公取委」という）は、日本独占禁止法（第10条第8項但し書）に基づき、その必要があると認める場合には、禁止期間を短縮することができる。いわゆる、「待機期間」のことで、届出受理の日から、報告等の要請を行う日の前日まで、または報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知の日までをいう。

2. 二次審査

公取委は、当該企業結合について、より詳細な審査が必要と判断された場合、日本独占禁止法（第10条第9項、15条第3項、15条の2第4項、第15条の3第3項および第16条第3項）に基づき、必要な報告、情報または資料を提出し、第2次審査を開始する。すなわち、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間に延長される。ただし、この延長された期間内において、公取委が、当該企業結合は、独占禁止法上問題がないと判断した場合、排除措置命令を行わない旨の通知をすることになる。

なお、公取委による報告等の要請について意見がある者は、当該公表後30日以内に、公取委に対して、意見書を提出することができる。

第二章 中国の企業結合ガイドラインと企業結合規制

中国の企業結合ガイドラインには、5つの部分が含まれている。市場画定に関する「関連市場の画定に関する指針」（以下「関連市場画定ガイドライン」という）、市場支配的地位に関する「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」（以下「市場支配的地位ガイドライン」という）、反競争効果に関する「事業者結合による競争への影響の評価に関する暫定規定」（以下「競争影響ガイドライン」という）、国家安全に関する「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する安全審査制度の規定」（以下「安全審査ガイドライン」という）および救済措置に関する「企業結合における資産・業務分離に関する暫定規定」（以下「問題解消措置ガイドライン」という）となっている。

以下、この5つの部分について、それぞれ検討する。

第一節 関連市場の画定

関連市場の画定は、市場構造および市場支配力を分析する前提となる。

そして、それが、合併当事者と独占執行機構との、最も争点となるところといえる。

関連市場を科学的、合理的に画定することは、競争者および潜在的競争者が市場における支配力を有するかあるいはこれをもたらすか、または事業者の市場シェアおよび市場における集中度の判定、または事業者の市場における地位の認定、および事業者の行為が違法であるか否か、そして、その負担すべき法的責任の判断に対して重要な意味を有している。したがって、関連市場の画定は、競争行為を分析することの起点であり、独占禁止法執行業務における重要な段階といえる。

したがって、関連市場の画定に判断指針を提供し、国務院の独占禁止執行機関における透明性を高めるため、「中国独占禁止法」に基づき、「関連市場画定ガイドライン」が作成され、2009年5月24日に公布された。

第一款 関連市場画定の根拠

市場競争において、事業者の行為によって直接的および有効な競争上の制限が確認されることは、需要者が比較的強い代替関係を有すると判断する商品、またはこれらの商品を提供することができる地域が、市場に存在することを意味する。よって関連市場の画定は、主に需要者からみる商品の代替性の分析を行う。事業者の行為に生じる競争上の制限について、供給の代替性と需要の代替性が類似する場合、供給の代替性も考慮すべきである。

(一) 需要の代替性

関連市場を画定する際、需要者からみた商品の代替性を有するか否かについて、①商品の機能・用途、②品質、③価格差異、④販売ルート等の要素が考慮される。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

（二） 供給の代替性

事業者からみた商品の代替性を有するか否かについて、①生産転換の難易度、②リスクの負担、③新市場の参入状況等の要素が考慮される。

第二款 関連商品および地理的範囲

（一） 商品関連市場

商品関連市場について、これは、商品の特性、用途および価格等の要素に基づき、需要者が比較的密接な代替関係を有すると判断する、一組または一種類の商品から構成される市場をいう。これらの商品は、比較的強い競争関係を示し、独占禁止法執行において事業者が競争を行う商品範囲とすることができる。

商品関連市場の画定において、需要の代替性の視点からの考慮すべき要素には、①商品の切り替えの程度、②商品の総合的な特徴および用途、③商品間の価格差異、④販売ルートなどがある。

さらに、供給の視点から商品関連市場を画定する場合、一般的に考慮する要素には、その他の事業者が商品価格等の競争要素の変化に対してなした反応の証拠、その他の事業者の生産フローおよび技法、生産転換の難易度、生産転換に必要な期間、およびその想定外の費用やリスク、生産転換後に提供する商品の市場における競争力、販売ルート等が含まれる。商品関連市場を画定する際の如何なる要素の作用も、すべて絶対的ではない。異なる案件の状況に従って、ある要素に重点を置くことができることとした。

（二） 地理関連的市場

これは、需要者が比較的密接な代替関係を有する商品を獲得する地理的範囲をいう。これらの地域は比較的強い競争関係を示し、独占禁止法執行において事業者が競争を行う地理的範囲とすることができる。

生産周期、使用期間、季節性、流行性または知的財産権の保護期間等

が軽視できない特徴となっている場合、関連市場の画定にあたっては、時間性、および技術貿易、ライセンス契約等、知的財産権にかかわる独占禁止法執行業務においては、さらに関連する技術市場を画定し、知的財産権、技術革新、等の要素の影響を考慮する必要がある。

地理的関連市場の画定において、需要の代替性の視点による考慮すべき要素は、①商品の切り替えの程度、②運送コスト及び特徴、③需要者の購入地域および販売地域、④関税、⁽²³⁾地方性法規、環境保護および技術革新要素などが含まれている。⁽²⁴⁾

供給の視点から地理的関連市場を画定する場合、一般的に考慮する要素には、その他の地域の事業者が商品の価格等の競争要素の変化に対してなした反応の証拠、その他の地域の事業者の関連する商品の供給または販売における即時性および実行可能性、たとえば、注文書をその他の地域の事業者に切り替える場合の転換コスト等とされている。

第三款 仮テスト

市場画定方法は、「需要の代替性」を優先して適用し、その必要に応じて、「供給の代替性」により補充する。しかし、独占禁止法執行の実務において、実際の状況に基づき異なる方法を使用する可能性がある。上記の2つの方法を適用しても、事業者が競争する市場の範囲について不明確であり、または画定することができない場合、「仮定的独占者テスト法」（または「SSNIPテスト」という。SSNIPとは、Small but Significant and Non-transitory Increase in Priceの略である。）を適用することができる。⁽²⁵⁾

(23) 日本の地方条例と同じ意味である。

(24) 関連市場の画定において、「技術革新市場」、「地方性法規による地理的市場」が日本では明確に扱われていない。

(25) この「仮定的独占者テスト」は、日米欧等のガイドラインの考え方の影響を受けていると思われる。川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規定・具体的事例～[上][中][下]」国際商事法務 Vol.37, No.6 2009

中国独禁法における合併規制の動向（1）

ただし、中国は、各地域間において発展度合いが大きく異なっており、各地域間の交通手段、商品流通などの面でもさまざまに制限されている。また、多民族国家のため、各地域において人々の生活習慣、消費レベルも違っている。特に、改革開放以来、地方政府は、各地域の経済利益を求めするために、行政権力を用いて地域間の商品流通を制限し、人為的に市場分断を行うこともよく見られる。このため地理的市場の画定に際しては、中国では、特定の商品に関して統一的な全国市場を画定することは多くの困難に直面するであろう⁽²⁶⁾。

第二節 市場支配的地位

第一款 市場支配的地位の判断基準

（一）市場支配的地位の認定

1. 市場支配的地位の定義

中国独占禁止法第17条第2項で市場支配的地位の定義が定められた。それは、三つの特徴を有する。

- (1) 市場支配的地位を有する事業者は、関連市場に相当程度の支配力、すなわち市場をコントロールし、若しくは競争を排除、制限することを可能にする経済力を有する。
- (2) 市場支配的地位の認定は、一定範囲、すなわち関連市場を対象とする。つまり関連市場においてのみ、事業者の経済力を比較かつ分析し、認定することができる。
- (3) 市場支配的地位は、単独の事業者が有することも、複数の事業者が共同で有することも、認定することができる。

2. 市場支配的地位の認定にあたっての根拠と要素

中国独占禁止法第18条には、事業者が有する市場支配的地位の認定に

p792 参照。

(26) 林秀弥 前掲 p407・注78) 参照。

当たって根拠とすべき要素が定められている。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率および関連市場での競争状況
- (2) 当該事業者の販売市場または原材料購買市場をコントロールできる能力
- (3) 当該事業者の財力および技術的条件
- (4) その他の事業者の当該事業者との取引における依存関係および依存度
- (5) その他の事業者の関連市場への参入の容易さ
- (6) 当該事業者の市場支配的地位に関するその他の要素

(二) 市場支配的地位の推定

中国独占禁止法第19条第1項には、次の各号のうちの1つに該当する場合、その事業者が市場支配的地位を有することを推定できる。

- (1) 単独の事業者の関連市場における市場占有率が、2分の1に達する場合
- (2) 2つの事業者の関連市場における市場占有率が、合わせて3分の2に達する場合
- (3) 3つの事業者の関連市場における市場占有率が、合わせて4分の3に達する場合

(2)および(3)の場合において、当該事業者のうち、1つの事業者の市場シェアが10分の1に満たない場合、当該事業者が市場支配的地位を有するものと推定しない。

(三) 市場支配的地位の濫用行為

中国独占禁止法は、国際通例を参考にし、市場支配的地位を有する事業者の濫用行為の基準を、第17条で明確に定めている。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売し、または不当な低価格で商品を

中国独禁法における合併規制の動向（1）

購入すること

- (2) 正当な理由がないのに、コスト以下の価格で商品を販売すること
- (3) 正当な理由がないのに、取引相手との取引を拒絶すること
- (4) 正当な理由がないのに、取引相手に自己と取引することを強制し、または自己が指定した事業者との取引のみに限定すること
- (5) 正当な理由がないのに、抱き合わせ販売を行い、または取引の際にその他の不合理な取引条件を付すること
- (6) 正当な理由がないのに、同様な条件を有する取引相手に対し、取引価格などの取引条件に関して差別待遇を行うこと
- (7) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為

第三節 市場競争への影響

商務部は、企業結合に関する独占禁止審査を規範化し、企業結合の競争に対する影響を評価し、事業者が企業結合の届出をよりよく行うよう指導するため、「中国独占禁止法」、「企業結合届出に関する弁法」および「企業結合審査に関する弁法」に基づいて、「企業結合による競争への影響の評価に関する暫定規定」（以下、「競争への影響の暫定規定」という）を制定し、2011年9月5日に施行した。「競争への影響の暫定規定」において、事業者結合による競争への影響を評価するときの判断要素および解釈が詳しく説明されている。

第一款 市場シェアおよび市場集中度

市場集中度は、事業者結合の競争に対する影響を評価する際に考慮すべき重要な要素の一つである。通常の場合において、関連市場の市場集中度が高ければ高いほど、結合後の市場集中度の増大が大きくなり、関連市場内の事業者が競争を排除し、または制限する行為を行う可能性も

高くなる。

また、これは、関連市場の構造に対する一種の説明であり、関連市場における事業者の結合の程度を表し、通常は、ハーフィンダール・ハーシュマン指数（HH 指数であり、以下「HHI」という。）および業界上位N社企業の共同市場シェア⁽²⁷⁾（CR n 指数であり、以下「CR n」という。）により評価することができる。HHI は、結合に関わる関連市場における各事業者の市場シェアの2乗の和に等しい。CR n は、結合に関わる関連市場における上位N社事業者の市場シェアの和に等しい。

なお、2010年米国現行「水平型企業結合ガイドライン」によれば、(1) 合併後の $HHI < 1500$ である場合、(2) 合併後 $1500 < HHI < 2500$ 、かつ HHI 増分は100未満である場合、(3) 合併後の $HHI > 2500$ 、かつ HHI 増分は50未満である場合、当該企業結合では競争上の問題は生じないとしている。しかし、合併後 $HHI > 2500$ 、その増分が50超の場合、当該企業結合は競争に影響を与える。中国では、米国と同様に国境を超えて合併を行う場合には、米国の制度上の経験が中国の実務に対し、国際的ガイドライン基準に近づけると思われ、したがって、米国の HHI セーフ・ハーバーが、中国の市場集中度を評価するのに最もふさわしいものと思われ⁽²⁸⁾。

第二款 関連市場に対する影響

(一) 市場参入に対する影響

企業結合は、関連市場への参入障壁を高める可能性があり、結合の後、事業者はその市場支配力を高め、生産要素、販売ルート、知的財産権、基幹的施設のコントロール等の方法により、その他の事業者に対して関連市場に参入することをさらに困難にすることができる。

(27) 「N」は関連市場の中の上位の企業数を指す。日本の場合、通常、関連市場の上位企業社数は、5社となる。

(28) 馮・前掲 p159参照。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

企業結合の競争に対する影響を評価する際は、潜在的競争者の参入の消滅効果を考慮に入れることができる。

結合に関わる関連市場への参入が非常に容易である場合、結合に参加していない事業者が結合取引者の競争を排除し、または制限する行為に対して反応し、かつ、抑制作用を発揮することができる。

市場参入の難易度を判断するには、参入の可能性、迅速性および十分性を全面的に考慮しなければならない。

（二） 技術革新への影響

事業者は、結合を通じて、技術研究開発の資源および能力をよりよく整合して技術の進歩に対して積極的な影響を与え、結合の競争に対する消極的な影響を相殺し、かつ、技術進歩により生じた積極的な影響により消費者の利益を高めることができる。

結合は、以下の方法を通じて、技術の進歩に対して消極的な影響を与える可能性もある。結合に参加する事業者の競争圧力を減少し、その科学技術のイノベーションの原動力および投入を引き下げる。結合に参加する事業者は、結合を通じてその市場支配力を高め、その他の事業者の関連技術に対する投入、研究開発および利用を妨害することもできる。

（三） 国民経済の発展への影響

事業者結合は、経済規模の拡大、市場競争力の増大に有益であり、これにより経済効率を高め、国民経済の発展が促進される。特定の場合には、事業者結合は、関連市場の有効な競争および関連業種の健全な発展を損なわない、国民経済に消極的な影響をもたらす可能性もある。

第三款 適用対象外

企業結合が競争を排除し、または制限する効果を有し、またはそのおそれがある場合、商務部が事業者結合を禁止する決定を行わなければな

らない。ただし、事業者が、当該集中が競争に対して及ぼす積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること、または当該集中が社会公共の利益に合致することを証明することができた場合には、商務部は、事業者集中を禁止しない旨の決定をすることができる。禁止されない事業者集中に対しては、商務部は、集中が競争に対して及ぼす消極的な影響を減少させるための制限的な条件を付加する決定を行うことができる。

第四節 国家安全審査

外資は、国内企業を買収・合併または事業者集中に参加し、国家安全に及ぶ場合、企業結合審査と国家安全審査を受けなければならない（中国独占禁止法第31条）。すなわち、外国投資者は、中国国内で企業結合⁽²⁹⁾を行う場合、中国独占禁止法の第20条、21条に基づき、届出審査を受ける必要がある。さらに、外国投資者が国内企業を合併することによる、国内企業の支配権を獲得するまたは獲得しようとする場合、国家安全審査を行わなければならない。この国家安全審査は、中国独占禁止法における企業結合規制の1つの特徴といえる。

外国投資者の対中投資を促進および規範化し、または外国の先端技術・経験・ノウハウを活用し、または外国投資者が中国国内でよりスムーズに、順調に経済活動を行い、および公正な競争と国家経済の安全を維持するため、中国政府が、一連の法規定やガイドラインを施行された。⁽³⁰⁾

(29) 本来、外国投資者は、外国会社、企業、その他の経済組織あるいは個人が、中国で外国資金による投資を行う会社および投資業務を行う外資会社であるもの。したがって、ここでは、設立地説ではなく、資本支配による外国投資者であるか否かを判断する。一方、中国国内企業では、中国法に基づき、中国工商行政管理機関により登記し、中国国内で設立した、株式会社有限責任会社、有限責任会社およびその他の法人企業または非法人企業のことをいう。中国では、資本支配説ではなく、設立地による中国国内企業であるか否かを判断する。孫効敏『外資合併境内企業監管研究』北京大学出版社 2010年 p26-27 参照。

(30) 商務部は、外国投資者による国内企業の合併における国家安全審査を

中国独禁法における合併規制の動向（1）

ここで、外国投資者による国内企業の合併に関する国家安全問題を中心的に検討することにする。⁽³¹⁾

第一款 安全審査の範囲

(一) 対象

1. 外国投資者による、国内の軍需産業および軍需産業関連企業、重点な軍事施設周辺企業、および国防安全に関わるその他の企業
2. 外国投資者が国内国家安全に関わる重要な農産物・重要なエネルギー資源と重要な基礎設備・輸送サービス・核心技术、および重大な装備製造等の会社を合併し、かつ外国投資者が実質的な支配権を獲得しえるもの

以上の場合、安全審査を受ける必要がある。⁽³²⁾

より規範化し、完備するため、「外国投資者による国内企業の合併に関する安全審査制度確立について通知」および外資に関連する法規定に基づき、「外国投資者による国内企業の合併に関する安全審査制度暫定規定」の後に、2011年9月1日より「外国投資者による国内企業の合併に係わる安全審査制度に関する規定」を施行した。

(31) 外国投資者に対する審査を規定する主な法規定は、2002年に施行された「外国事業者の投資方向に関する指導規定」、2005年に修正した「証券法」、2008年に施行された「中国独占禁止法」、および2011年に実施された「外国投資者による国内企業の合併に係わる安全審査制度に関する規定」がある。この4つの法規定は、審査機構、法的管轄、および法基準がそれぞれ異なりつつ、関連・補完するといえる。審査の順番は、国家安全審査—外国事業者の投資指導審査・企業結合審査—証券監督管理の通りである。

(32) 外国投資者は、国内企業の合併において、奨励類、許可類、制限類および禁止類の4種類に分類されている。奨励類に該当するものは、「①農業新技術、農業総合開発およびエネルギー、交通、重要な原材料工業。②高度先進技術、先進的な応用技術。③市場需要に応じる産業。④資源の再生、省エネルギーの新技術・新設備。⑤国家産業政策による、中西部地域の開発」；制限類に該当するものは、「①技術レベルが立ち遅れているもの。②資源の節約および生態環境によくないもの。③国家保護の採掘類の鉱物。

(二) 外国投資者による国内企業の買収

以下のものが該当する。

1. 外国投資者が、国内企業の株主権を購入、または国内企業の増資を引き受け、当該国内企業を外資企業に変更設立するもの
2. 外国投資者が、国内外商投資企業の中方株主の株主権購入、または国内外商投資企業の増資を引き受けるもの
3. 外国投資者が、外商投資企業を設立し、そして、当該外資企業を通じて国内企業資産を協議買収且つ当該資産の運営、または当該外資企業を通じて国内企業の株主権を購入するもの
4. 外国投資者が、直接国内企業資産を購入し、そして当該資産を使用し、外資企業を設立および活用するもの。

(三) 外国投資者による国内企業の実質的な支配権の取得

以下のものが該当する。

1. 外国投資者およびその支配親会社、支配子会社が合併後の持ち株総額が50%以上を有するもの
2. 複数の外国投資者が、合併後の持ち株合計総額が50%以上を有するもの
3. 外国投資者が、合併後の持ち株総額が50%に満たなくても、その持ち株付きの表決権を有し、そして、取締役会および株主総会の決議に対して、重大な影響を与えるもの
4. その他の国内企業の経営政策の決定、財務、人事、技術等の実質的な支配権の外国投資者への移転をもたらす状況

④国家による段階的に自由化する産業」；禁止類に該当するのは、「①国家安全を脅かし、または社会公共利益を害するもの。②環境の汚染・破壊および自然資源の破壊、または健康を害するもの。③耕地の占用および土地資源・開発に害するもの。④軍事施設および使用効率の安全を害するもの。⑤中国特有の工芸・技術を利用し、製品を生産するもの。」

（四）安全審査の内容

以下が審査の内容である。

1. 企業結合による、国防安全に対する影響。すなわち、国防に必要なとなる国内製品の生産能力、国内サービスの提供能力および関連設備の施設
2. 企業結合による、国家経済の安定的な発展に対する影響
3. 企業結合による、基本的な社会生活の秩序に対する影響
4. 企業結合による、国家安全に関わる重要な研究開発能力に対する影響

（五）安全審査の手順

外国投資者により国内企業を合併する場合、外国投資者は、「安全審査規定」に基づき、商務部に届出を提出しなければならない。当該合併が、安全審査範囲内に属する場合、商務部が5営業日以内に⁽³³⁾ 聯席会議（以下「聯会」という）にて審査を申請する。しかし、安全審査範囲外の合併は、関連部門により、安全審査の必要がある場合、商務部を通じて安全審査意見を提出し、聯会が認めたら審査を決定することができる。

聯会は、商務部により申請された企業結合安全審査に対し、次の一般審査と特別審査の2段階審査制度を実施する。

1. 一般審査

聯会は、5営業日以内、書面で関連部門に意見書を求める。関連部門が意見書を受けたら、20日営業日以内にその意見書を作成しなければならない。なお、すべての関連部門は、当該企業結合による国家安全に影響がないと判断される場合、特別審査を行わない。聯会はすべての書面意見を受けた5営業日以内に審査意見を提出し、書面により商務部に通

(33) 聯席会議における主な参加部門は、國務院関連部門、国内企業、全国性行業協会、同業企業および川上・川下企業である。

知する。

ただし、いずれかの1つの関連部門が、当該企業結合により国家安全に影響の可能性があると判断する場合、聯会がその意見書を受けて5営業日以内に特別審査を行うことになる。

2. 特別審査

聯会は、当該企業結合の安全性を評価し、そして、評価意見を考慮しつつ審査を行い、評価意見が一致した場合、聯会により審査意見を提出し、書面で商務部に通知することになる。

ただし、評価意見は、意見に重大な相違があった場合、特別審査開始から60営業日以内に終了させ、あるいは国务院に決定を求めることになる。

「安全審査ガイドライン」および「外国投資者による国内企業の合併に対する安全審査制度に関する通知」（以下「安全審査通知」という）は、中国独占禁止法で定めた国家安全審査を規範的・具体的にした。すなわち、「国防安全」および「国家安全」を主な審査内容にすることになった。国防安全面においては、軍事企業および軍事関連設備、重点な軍事施設などの国防関連面から判断される。それに対し、国家安全面においては、重要農産品、重要なエネルギーおよび資源、重要な運送サービスなどが含まれている。したがって、「外国事業者による投資産業指導目録」による、国家安全に関する審査内容にも、経済、軍事、文化、メディアなど様々な面から総合的に判断できるように規定している。

市場競争と産業政策との調和・企業の国際的な競争力の向上または規模の経済の促進の現状の下で、外国投資者に対する政策は、当然、変動する可能性がありえる。したがって、「国家安全審査」において、申告条件、具体的な当該分野の審査基準などを含む。なお、不明確な点により整備されることが望まれる。

第五節 問題解消措置

中国独占禁止法第29条において、「禁止しない事業者の集中に対して、国务院独占禁止法執行機関（以下「執行機関」という）は、集中による競争への不利な影響を減少するため、制限条件を付加することができる。」と定めている。そして、「執行機関は、決定された事業者集中の禁止決定、または事業者集中に対する制限条件を付加する決定を速やかに社会へ公布しなければならない。（同法30条）さらに、「問題解消措置ガイドライン」において、事業者集中に対する、譲渡完了期限、譲渡義務者の義務、譲渡監督受託者など法実行にとって重要な事項が定められている。以下、分説する。

（一）付加条件に関する具体的な規定

「事業者集中審査弁法」第10条において、商務部は、事業者集中が競争を排除・制限する効果を有する、またはその恐れがあると認める場合、集中に参加した事業者に対し、その反対意見を通知し、かつ、集中に参加した事業者が書面による抗弁を提出する合理的な期間を設定しなければならない。

集中に参加した事業者の書面による抗弁には、関連する事実および理由を含み、かつ関連する証拠も提出しなければならない。集中に参加した事業者が期間を過ぎても書面による抗弁を提出しない場合、反対意見に異議がないものとみなす。

同法第11条では、審査過程において、事業者集中が有するまたはその恐れがある競争の排除・制限効果を解消し、または減少させるため、集中に参加した事業者は、集中取引案について調整を行う制限的条件を提出することができる。

事業者集中の具体的な状況に基づき、制限的な条件には、以下3つの項目が含まれている。

1. 集中に参加した事業者の一部の資産、または業務の譲渡等の構造的条件
2. 集中に参加した事業者のネットワーク、またはプラットフォーム等の基礎施設の開放、革新技術のライセンス（特許、ノウハウ、またはその他の知的財産権を含む）、排他的協議の終了等の行為的条件
3. 構造的な条件と行為的な条件を組合わせた総合的な条件

同法第12条では、集中に参加した事業者が提出した制限的条件は、事業者集中が有する、またはその恐れがある競争の排除・制限的效果を解消、または減少できるものであり、かつ現実的な実行性を有するものでなければならない。その有効性および実行可能性を十分に評価できるようにするために、制限的条件の書面による文書は明確でなければならない。

同法第13条では、審査過程において、事業者集中を有し、またはその恐れがある競争の排除・制限効果を解消し、または減少させるため、商務部および集中に参加した事業者は、制限的条件について、修正意見および提案することができる。

同法第14条では、商務部は、独占禁止法第26条に規定する期限内に、事業者集中を禁止する、または禁止しない決定をし、かつ、書面により届出者に通知しなければならない。禁止しない事業者集中について、商務部は、集中の競争に対する不利な影響を減少させる制限的条件を付加する決定を行うことができる。商務部が、更なる審査決定を行う前は、集中に参加した事業者は、集中を実施してはならない。

商務部が、事業者集中について禁止しない決定を行った場合、または期間を過ぎても決定をしない場合、集中に参加した事業者は集中を実施することができる。

同法第15条では、制限的条件を付加して認可した事業者集中について、商務部は、集中に参加した事業者の制限的条件の履行に対して監督検査

中国独占禁法における合併規制の動向（1）

を行い、集中に参加した事業者は、指定された期限に従い制限的条件の履行状況を商務部に報告しなければならない。

集中に参加した事業者が制限的条件による規定義務を履行しなかった場合、商務部は期限を定めて当該事業者に改正を命じることができる。集中に参加した事業者が規定する期限内に改正しなかった場合、商務部は「中国独占禁止法」の関連規定に従って処理を行うことができる。

（二）譲渡の期限

譲渡義務者は、売却協議およびその他の関連協議の締結日から3カ月以内に譲渡業務を買主に移転させ、かつ、所有権移転等に関する法律手続を完成させなければならない。案件の具体的な状況に従い、譲渡義務者が申請し、かつ、その理由を説明すれば、商務部は、事業を斟酌して業務移転の期間を延長することができる。譲渡義務者は、商務部が審査決定を行った日から15日以内に商務部に対して、監督受託者の候補者を提出し、譲渡受託段階に入る30日前に商務部に対して譲渡受託者の候補者を提出しなければならない。

（三）監督受託者および譲渡受託者の資格

監督受託者および譲渡受託者は、受託業務に従事するのに必要な資源および能力を有する自然人、法人またはその他の組織でなければならない。集中に参加する事業者および譲渡業務の買主から独立していなければならない。これらの者との間に実質的な利害関係が存在してはならない。監督受託者と譲渡受託者は、同一の自然人、法人またはその他の組織であってもよい。

（四）監督受託者および譲渡義務者の義務

監督受託者の義務は、譲渡義務者の推薦する買主の候補者、締結予定の売却協議およびその他の関連協議等について評価を行い、売却協議お

よびその他の関連協議の執行を監督し、または譲渡義務者と潜在買主との間で分離事項について生じる紛争の調和に責任を負い、かつ、商務部に対して評価報告を行うことである。

譲渡義務者の義務は、監督受託者の職責の履行に対して、必要な協力および利便を提供しなければならない。これは、監督受託者に対する譲渡業務の関係当事者の情報、譲渡業務の帳簿および記録、譲渡義務者が潜在買主の情報、譲渡過程の進展および監督受託者が職責の履行に必要なその他の情報および協力等の提供をすることである。

(五) 譲渡業務の買主の資格

譲渡業務の買主は、以下の点を充足しなければならない。

1. 集中に参加する事業者から独立しており、当該事業者との間に実質的な利害関係が存在しない。
2. 必要な資源、能力を有し、かつ、被分離業務の維持および発展の意思を有する。
3. 譲渡業務の買取により競争を排除・制限する問題が生じない。
4. 譲渡業務の買取にその他の関連部門の認可が必要である場合、買主は、その他の監督管理機構の認可を取得する必要な条件を備えていなければならない。

(六) 譲渡業務価値の確保

譲渡の完成の前に、集中に参加する事業者は、以下に挙げる義務を履行し、譲渡業務の価値を確保しなければならない。

1. 譲渡業務とその他の業務との間に相互の独立を維持し、かつ、その譲渡業務の利益に最も合致する方法により管理を行う。
2. 譲渡業務に不利な影響をもたらす可能性のある、いかなる行為をも実施してはならない。これは、被譲渡業務の従業員の雇用、譲渡業務の商業秘密およびその他の秘密情報等の取得を含む。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

3. 専門の管理人を指定して、譲渡業務の管理に責任を負わせ、かつ、第1, 2に定める義務を履行させる。管理人は、監督受託者の監督の下で職責を履行し、その任命および交替は、監督受託者の同意を得なければならない。
4. 潜在買主が公平かつ合理的な方法により譲渡業務に関する十分な情報を取得できるよう確保し、潜在買主が譲渡業務の価値、範囲および競争者の潜在的能力を評価することができるようにする。
5. 買主の要求に基づき、必要な協力および援助を提供し、譲渡業務の順調な引き継ぎおよび安定な営業を確保する。
6. 買主に対して速やかに譲渡業務を引き継ぎ、かつ、関連する法的手続きを履行する。

以上、中国の企業結合ガイドラインにおける記述を概観した。次章では、日本の企業結合ガイドラインを取り上げ、比較検討の材料とする。

第三章 日本の企業結合ガイドライン

日本の現行企業結合ガイドラインは、平成10年12月21日、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」の下で、公取委が、企業結合審査の経験を踏まえ、企業結合審査に関する法運用の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性をより高めるため、平成16年5月31日に策定し、その後、4回の改定を経て、現行ガイドラインは、平成23年6月14日に改正されたものである。

本章は、日本の現行企業結合ガイドラインに基づき、解説する。

第一節 一定の取引分野

一定の取引分野を判断する作業は、反競争効果を測定するのにふさわしい場を決定するという意味も持つ。この「場」としての役割を果たす

ものを、一般に「市場」と解されている。市場画定は、あくまで競争評価の手段であって目的ではなく、市場支配力の行使を牽制できるものの範囲、境界を画定する作業である⁽³⁴⁾。したがって、一定の取引分野の画定がきわめて重要なことになる。

一定の取引分野は、一定の取引の対象となる商品範囲（商品市場）および取引の地域の範囲（地理的市場）との2つの範囲から、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断することになる。この2つの範囲において、需要者にとっての代替性と供給者にとっての代替性という観点から市場の画定がなされる。

第一款 関連商品市場の範囲

商品の代替性の程度は、当該商品の効用等の同種性の程度と一致することが多く、この基準で判断できることが多い。したがって、商品の用途（物性上の特性および技術的な特徴）、価格・数量の動き、需要者の認識の観点から、需要者の対象商品の機能・効用が同種であるか否かが考慮される。

たとえば、甲商品と乙商品が存在する場合、需要者にとって両商品の効用等の同種性の程度が大きければ大きいほど、甲商品の価格引き上げにより需要者が甲商品に代えて乙商品を購入する程度が大きくなり、当該価格引き上げが甲商品の供給者の利潤の拡大に繋がらないことが予測されることから、乙商品が甲商品の価格引き上げを妨げることとなると考えられる。このような場合、甲商品および乙商品は同一の商品の範囲に属することとなる。この場合において、当該商品の需要者とは、当事会社グループ（以下「当事会社」という）の事業活動の対象となる取引先であって、たとえば、当事会社が、生産財のメーカーであれば当該商品を加工して次の商品の製造等を行う者、消費財のメーカーであれば一

(34) 林・前掲 p49-50 参照。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

般消費者、流通業者であれば次の流通段階にある者がこれに当たる。

第二款 関連地理的市場の範囲

（一） 基本的な地理的範囲

これは、商品の範囲と同様に、まず、需要者から見た各地域で供給される商品の代替性の観点から判断される。各地域で供給される商品の代替性は、需要者および供給者の行動や当該商品の輸送に係わる。すなわち、地理的関連市場の画定に際しては、(1)供給者の販売網、生産能力、(2)商品の特性（商品の新鮮度、破損性、運送の困難度等）、(3)輸送手段・コスト等の3つの観点から考慮される。この地理的範囲は、需要者の代替性があること⁽³⁵⁾によって、他の地域の供給者が当該地域の牽制力となるか否かで判断される。

たとえば、甲地域における供給者が、ある商品について価格を引き上げた場合に、甲地域の需要者が、当該商品に係わる輸送上の問題を生ずることなく乙地域の供給者から当該商品を購入することが予測されるために、甲地域における価格引き上げが妨げられることとなる時は、甲地域と乙地域は同一地理的範囲に属することとなる。

また、商品の範囲を確定する場合と同様に、たとえば、ある商品について、甲地域の一部である乙地域の需要者が特に乙地域の供給者から購入する傾向がみられる場合には、甲地域について一定の取引分野の地理的範囲が画定されると同時に、乙地域について一定の取引分野の地理的範囲が画定されることがある。

（二） 世界的地理範囲

平成19年改定以後、一定の取引分野は、国境を越えて地理的範囲が画定される商品について、制度上、輸送上の条件が日本国内の取引と比較し

(35) 久保成史＝田中裕明『独占禁止法講義』2008年 中央経済社 p62 参照。

て、大きな差異がないものであって、日本において価格が引き上げられたとしても、当該商品の代替性が高いため、日本における価格引き上げが妨げられることがあり得るので、国境を越えて地理的範囲が画定され得ることとなった。平成23年改定においては、とくに「東アジア」市場が確定される旨が明記されている。

(三) 取引段階および特定の取引の相手方等

取引段階、特定の取引の相手方等その他の要素についても、当事会社とその取引の相手方との取引の実態に応じて、一定の取引分野が画定される。

たとえば、当事会社と甲商品を直接取引している需要者に大口需要者と小口需要者が存在し、それぞれに特有の取引が行われている場合がある。このような場合において、物流面の制約等のために、小口需要者向けの甲商品の価格が引き上げられたとしても、小口需要者が大口需要者向けの甲商品を購入することができず、大口需要者向けの甲商品が小口需要者向けの甲商品の価格引き上げを妨げる要因とならないときは、甲商品の大口需要者向け取引分野と小口需要者向け取引分野が、それぞれ画定されることとなる。

第三款 市場シェアおよび市場集中度

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる否かについて、当事会社の市場シェアおよび市場集中度が考慮される。企業結合の当事会社が一定の取引分野における競争の実質的制限を起ささないため、セーフ・ハーバーを設定している。

(一) 水平型企业結合のセーフ・ハーバー

1. 企業結合後のハーフリンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という）が1500以下である場合

中国独禁法における合併規制の動向（1）

2. 企業結合後の HHI が1500超2500以下であって、かつ、HHI の増分が250以下である場合
3. 企業結合後の HHI が2500を超え、かつ、HHI の増分が150以下である場合

なお、上記の基準に該当しない場合であっても、直ちに競争を実質的に制限することとなるものではなく、個々の事案ごとに判断されることとなるが、過去の事例に照らせば、企業結合後の HHI が2500以下であり、かつ、企業結合後の当事会社の市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられるとしている。

（二） 垂直型企業結合および混合型企業結合のセーフ・ハーバー

1. 当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社の市場シェアが10%以下である場合
2. 当事会社が関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後の HHI が2500以下の場合であって、企業結合後の当事会社の市場シェアが25%以下である場合

なお、上記の基準に該当しない場合であっても、直ちに競争を実質的に制限することとなるものではなく個々の事案ごとに判断されることとなるが、過去の事例に照らせば、企業結合後の HHI が2500以下であり、かつ、企業結合後の当事会社の市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられるとしている。

第二節 単独行動による競争の実質的制限

第一款 同質的な商品および差別化商品

単独行動による競争の実質的制限については、事業会社が売り上げを大きく失うことなく、当該商品価格を引き上げる蓋然性がある場合に競

争を実質的に制限することとなるが、対象商品が同質的なものであるか、差別化されているかによって2分されている。

(一) 同質的な商品

当事会社が当該商品の価格を引き上げたときには、他の事業者が当該商品の価格を引き上げなければ、需要者は購入先をそれらの他の事業者に振り替えるので、通常当事会社の売り上げは減少し、他の事業者の売り上げを拡大することになる。したがって、当事会社が当該商品の価格等のある程度自由に左右することは困難である場合が多い。しかし、当事会社の生産・販売能力が大きいのに対し、他の事業者の生産・販売能力が小さい等の事情から、当事会社が当該商品の価格を引き上げた場合に、他の事業者が当該商品の価格を引き上げないで売上を拡大することや、需要者が購入先をそのような他の事業者に移り替えることができないときがある。

(二) 商品の差別化

商品ブランドで差別化されている場合において、当事会社があるブランド商品の価格を引き上げたとしても、当事会社が当該商品と代替性が高いブランドの商品も販売しているときには、価格を引き上げたブランドの商品の売り上げが減少しても当該商品と代替性の高いブランド商品の売り上げの増加で償うことができるので、当事会社全体としては売上を大きく減少させることなく、商品の価格を引き上げることができると考えられる。

第二款 水平型企業結合による競争の実質的制限

水平型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否か判断するとき、以下の要素を考えなければならない。

中国独禁法における合併規制の動向（1）

（一） 当事会社の地位および競争者の状況

当事会社の地位および競争者の状況の具体的な内容は、①市場シェアおよびその順位、②当事会社間の従来競争の状況、③共同出資会社の取り扱い、④競争者の市場シェアとの格差、⑤競争者の供給余力および差別化の程度、国境を越えて地理的範囲が画定される商品の扱いを列挙している。

（二） 輸入

輸入については、輸入圧力が十分働いていれば、当該企業結合が一定の取引分野における競争を制限することとなるおそれは小さいものとなる。需要者が当事会社の商品から容易に輸入品に使用を切り替えられる状況にあり、当事会社が当該商品価格を引き上げた場合に、輸入品への切り替えが増加する蓋然性が高いときには、当事会社は、輸入品に売上を奪われることを考慮し、当該商品の価格を引き上げないことが考えられる。そして、その判断要素は、①制度上の障壁の程度、②輸入に係わる輸送費用の程度や流通上の問題、③輸入品と当事会社の商品の代替性の程度、④海外の供給可能の程度としている。

（三） 参入

参入が容易であり、当事会社が商品の価格を引き上げた場合に、より低い価格で当該商品を販売することにより利益を上げようとする参入者が現れる蓋然性があるときには、当事会社は、参入者に売上を奪われることを考慮して、商品の価格を引き上げないことが考えられる。そして、その判断要素は、①制度上の参入障壁の程度、②実態面での参入障壁の程度、③参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度、④参入可能性の程度としている。

(四) 隣接市場からの競争圧力

隣接市場において十分に活発な競争が行われている場合や、近い将来において競合品が当該商品に対する需要を代替する蓋然性が高い場合には、これを当該一定の取引分野の競争を促進する要素としている。

(五) 需要者からの競争圧力

需要者が、当事会社に対して、対抗的な交渉力を有している場合には、取引関係を通じて、当事会社がある程度自由に価格等を左右することのある程度妨げる要因となりうる。需要者側からの競争圧力が働いているか否かについては、①需要者の間の競争状況、②取引先変更の容易性、③市場の縮小の3つの状況が考慮される。

(六) 総合的な事業能力

企業結合後において、当事会社の原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の総合的な事業能力が増大し、企業結合後の会社の競争力が著しく高まることによって、競争者が競争的な行為をとることが困難となることが見込まれる場合は、その点も加味して競争に与える影響を判断する。

(七) 効率性

企業結合後において、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発体制の効率化等により、当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響が判断される。この場合における効率性については、1) 企業結合に固有の効果として効率性が向上するものであること、2) 効率性の向上が実現可能であること、3) 効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであることの3つの観点から判断する。なお、独占または独占に近い状

中国独禁法における合併規制の動向（1）

況をもたらす企業結合を効率性が正当化することはほとんどない。

（八） 当事会社の経営状況

競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい場合については、当事会社の一方が継続的に大幅な経常損失を計上しているか、実質的に債務超過に陥っているか、運転資金の融資が受けられない状況であって、企業結合がなければ近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高いことが明らかな場合において、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いときなどとしている。

第三款 垂直型および混合型企業結合による競争の実質的制限

垂直型企業結合については、当事会社でのみ取引することが有利になるため、事実上、他の事業者の取引の機会が奪われ、当事会社間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。たとえば、複数の原材料メーカーより原材料を購入し、かつ、大きな市場シェアを有する完成品メーカーと原材料メーカーが合併し、当事会社の完成品メーカー部門が当事会社の原材料部門からのみ原材料を調達する場合、他の原材料メーカーは、事実上、大口の需要先との取引の機会を奪われる可能性がある。また、たとえば、複数の完成品メーカーに原材料を販売し、かつ、大きな市場シェアを有する原材料メーカーと当該原材料の需要者である完成品メーカー部門が合併し、当事会社の原材料メーカー部門がその完成品メーカー部門にのみ原材料を販売するようになる場合、他の完成品メーカーは、事実上、主要な原材料の供給元を奪われる可能性がある。有力なメーカーと有力な流通業者とが合併した場合も、他のメーカーが新規参入をするに当たって、自ら流通網を整備しない限り参入が困難となるときには、競争に及ぼす影響が大きいとなる。

なお、垂直型企業結合後も当事会社が競争者と取引を継続する場合に

において、企業結合前と比較して競争者が取引上不利に取り扱われることにより、実効性のある競争が期待できなくなるときも、競争に及ぼす影響が大きいと判断される。

当事会社の市場シェアが大きい場合には、垂直型企业結合によって、当事会社間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生じる結果、当事会社が当該商品の価格その他の条件をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るときがある。このような場合、垂直型企业結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとされる。

混合型企業結合の場合、当事会社の総合的な事業能力が増大する場合にも、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じるときがある。たとえば、企業結合後の当事会社の原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の事業能力が増大し、競争力が著しく高まり、それによって競争者が競争的な行動を取ることが困難になり、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じるときがある。

第三節 協調的行動による競争の実質的制限

第一款 水平型企业結合による競争の実質的制限

水平型企业結合によって競争単位の数が減少し、当該分野の集中度等の市場構造が寡占的になると、各事業者がお互いの行動を高い確度で予測することができるようになり、協調的な行動をとることが利益となる場合がある。このような場合、たとえば、事業者甲の価格引き上げに追隨して他の事業者が商品の価格を引き上げたときに、事業者乙が当該商品の価格を引き上げないで売上を拡大しようとしても、他の事業者が容易にそれを知り、それに対抗して当該商品の価格を元の価格まで引き下げ、あるいはそれ以上に引き下げて、奪われた売上を取り戻そうとする可能性が高い。したがって、事業者乙が当該商品の価格を引き上げないことにより獲得できると見込まれる一時的な利益は、事業者甲に追隨し

中国独禁法における合併規制の動向（1）

て価格を引き上げたときに見込まれるものより小さなものとなりやすい。このような状況が生み出される場合には、各事業者にとって、価格を引き上げないで売上を拡大するのではなく互いに当該商品の価格を引き上げることが利益となり、当事会社とその競争者が協調的行動をとることにより当該商品の価格等がある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るので、水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断される。

水平型企业結合が協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かは、以下4つの要素から判断することになる。

- (1) 当事会社の地位および競争者の状況
- (2) 取引実態
- (3) 輸入、参入および隣接市場からの競争圧力
- (4) 効率性および当事会社の経営業況

以上が、協調的行動による一定の取引分野における競争の実質的制限の判断要素となる。そして、この4つの要素の判断基準については、単独行動の場合と同様の判断とされている。

第二款 垂直型および混合型企業結合による競争の実質的制限

垂直型企业結合および混合型企業結合が協調的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにおいて、たとえば、メーカーと流通業者との間に垂直的企業結合が生じることによって、メーカーが垂直型企业結合関係にある流通業者を通じて、当該流通業者と取引のある他のメーカーの価格等の情報を入手し得ようになる結果、当事会社のメーカーを含むメーカー間で協調的に行動することが高い確度で予測することができるようになる場合がある。このような場合には、当事会社とその競争者が当該商品の価格等がある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るので、垂直型企业結合が、一定の取引分

野における競争を実質的に制限することと判断される。

混合型企業結合が行われた場合にも、同様の問題が生じる場合があるとされる。

第四節 問題解消措置

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合において、当事会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消することができる場合がある。(以下「問題解消措置」という)

問題解消措置は、事業の譲り渡し等構造的な措置が原則であり、当事会社が価格等のある程度自由に左右することができないように、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本となる。ただし、技術革新等により市場構造の変動が激しい市場においては、一定の行動に関する措置を採ることが妥当な場合も考えられる。

第一款 問題解消措置の類型

(一) 事業譲渡

企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消するために最も有効な措置は、新規の独立した競争者を創出し、あるいは、既存の競争者が有効な牽制力を有することとなるよう強化する措置である。

このような措置としては、当事会社の事業部門の全部または一部の譲り渡し、当事会社と結合関係にある会社の結合関係の解消（議決権保有の取り止めまたは議決権保有比率の引き下げ、役員兼任の取り止め等）、第三者との業務提携の解消などがある。

なお、需要が減少傾向にあるなどのために、当事会社の事業部門（たとえば、製造販売・開発部門）の全文または一部の譲り受け先が容易に出現する状況になく、商品が成熟しており、研究開発、需要者の要求に

中国独禁法における合併規制の動向（１）

応じた商品の改良などのサービス等が競争上あまり重要でないなど特段の事情が認められる場合には、競争者に対して当該商品の生産費用に相当する価格での引き取り権を設定する（長期的供給契約を締結する）ことを問題解消措置とすることが有効であると判断される。

（二） その他

1. 輸入・参入を促進する措置

需要が減少傾向にある等のために、当事会社グループの事業部門の全部または一部の譲り受け先が容易に出現する状況にないなどの理由から、事業譲り渡し等を問題解消措置として講じることができないと認められる場合には、例外的に輸入・参入を促進すること等によって、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるかと判断される。

たとえば、輸入に必要な貯蔵設備や物流サービス部門等を当事会社グループが有している場合、それらを輸入業者等が利用することができるようにし、輸入を促進することにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるかと判断される。また、当事会社が有している特許権等について、競争者や新規参入者の求めに応じて適正な条件で実施許諾等を行うことにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるかと判断される場合がある。

2. 当事会社の行動に関する措置

当事会社の行動に関する措置を講じることにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるかと判断される場合がある。

たとえば、商品の生産は共同出資会社において行うが、販売は出資会

社がそれぞれ行うこととしている企業結合の場合、出資会社相互間および出資会社と共同出資会社間において当該商品の販売に関する情報の交換を遮断すること、共同資材調達禁止など独立性を確保する措置を講じることにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができるかと判断される場合がある。(ただし、企業結合ガイドライン第4の3(1)エ参照)。また、事業を行うために不可欠な設備の利用等について、結合関係のない事業者を差別的に取扱うことを禁止することにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じることを防止することができるかと判断される場合がある。

(三) 禁止期間の短縮について

法第10条第8項(法第15条第3項、15条の2第4項、15条の3第3項および16条第3項において読み替えて準用する場合を含む)において、会社は、届出受理の日から30日を経過するまでは株式取得等(株式取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転および事業等の譲り受けをいう。以下同じ)をしてはならないと規定されている。しかし、同項において、公取委は、必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる旨規定されている。

第五節 小 括

以上、公取委の企業結合ガイドラインにおける記述を概観した。日本の企業結合ガイドラインは、平成10年の「一定の取引分野」の画定および「競争を実質的に制限することとなる場合」の考え方という専決処理基準が作成されてから、平成16年の市場集中度指標としてのHHI基準の採用、価格引き上げ効果分析および単独行動と協調行動に分けて分析する手法などの採用、および平成19年のHHI基準を用いたセーフ・ハーバーの統一および国際市場としての画定範囲が追加され、平成23年の現

中国独禁法における合併規制の動向（1）

行企業結合ガイドラインまで、日本の企業結合に関する経済分析・研究成果を踏まえた法運用が明らかとなったことがわかった。

このような日本の企業結合ガイドラインの成果は、中国の企業結合ガイドラインにとっての示唆となるものである。